特定地域再生事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 特定地域再生事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)に定めるところによるほか、本要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定)に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定の政策課題の解決に資する地域再生計画(地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第5条第1項に掲げる地域再生計画をいう。以下同じ。)の策定・事業の実施を支援し、それらを通じて地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出及びその他の地域の活力の再生を実現することを目的とする。

(補助対象)

- 第3条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる事業で、次条の基準に基づき選定されたもの (以下「補助事業」という。)の実施に要する経費とする。なお、各府省庁の補助制度等の対象 となると認められた事業については、補助金の交付の対象としない。
 - 一 特定地域再生計画策定事業

法第4条第2項第3号による特定政策課題(以下「特定政策課題」という。)の解決に資する地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るために行う調査等に要する経費

二 特定地域再生計画推進事業

地方公共団体、公共的団体(地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第5号に掲げる 公共的団体をいう。)又は地域再生推進法人(法第19条の規定により地方公共団体の長に指 定された営利を目的としない法人をいう。)が、特定政策課題の解決に資する地域再生計画に 記載された行政分野横断的な事業の実施に要する経費 (補助事業の選定)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事項を基準として評価を行い、選 定する。なお、構造改革特区制度による規制の特例措置に係る提案等が組み合わされている事 業については、評価において優位に取り扱う。
 - 一 国策への寄与特定政策課題の解決に相当程度寄与すること

 - 三 多様な主体 NPO、民間事業者等の多様な主体と連携した事業であること
 - NFO、民間事業有等の多様な主体と連携した事業とのなこと
 - 事業の実現可能性が高いこと

(補助金の額)

四 熟度

第5条 第3条第1号に掲げる事業についての補助金の額は、補助事業に要する経費の範囲内で、 かつ1地区当たり10,000千円を限度とする。第3条第2号に掲げる事業についての補助金の額 は、補助事業に要する経費の2分の1以内とする。

(補助金交付の申請)

- 第6条 補助事業を実施する者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を内閣総理大臣(以下「大臣」という。)の定める期日までに、 大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第7条 大臣は、前条の申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定 し、様式2の通知書により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の補助金交付の決定通知書を受けた日から起算して30日以内に様式3により大臣に申し出なければならない。

(計画変更の承認等)

- 第9条 補助事業者は、補助金交付の決定の通知を受けた後において申請書に記載された補助事業の内容又は経費の配分のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 一 総事業費の 20%を超える増減
 - 二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20% 以内の流用増減を除く。
 - 三 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的等に関係がない事業計画の細部の変更であるときを除く。

(計画の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式 6 による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、大臣が必要と認めて指示したときは、速やかに様式7により補助事業の

遂行状況を大臣に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。) は、補助事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式8による報告書を大臣に提出し、補助事業の実績の報告をしなければならない。
- 2 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する に当たって、第6条第2項ただし書に該当した補助事業者について当該補助金の仕入れに係る 消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなら ない。
- 3 第6条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式9により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定に基づく承認をした場合は、その承認内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式10により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える 補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 大臣は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式 11 による精算 払請求書又は様式 12 による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請 求は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 58 条ただし書に基づく、財務大臣と の協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

- 第 16 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適正化法、施行令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した 場合
 - 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなく なった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(取得した財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、様式 13 による取得財産等管理台帳を 備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、前項の管理台帳を第13条に定める実績報告書とともに大臣に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 18 条 補助事業者は、補助事業によって取得した当該財産について、大臣が別に定める期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、補助事業者はあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式14による申請書を大臣に提出しな

ければならない。この場合において、当該財産を処分することにより収入がある場合には、様式 15 による財産処分収入金報告書を大臣に提出し、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の 機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(利用状況等の報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の終了後においても、大臣の指示があるときは、補助事業に係 る施設の利用状況等について報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第20条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。帳簿等は補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第 21 条 補助事業者が地方公共団体の場合、様式 16 による補助金調書を作成し、大臣に報告しなければならない。

(補助金等支出明細書及び補助金等概要報告書)

第22条 補助事業者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第 50号)第42条第2項に規定する特例民法法人である場合にあっては、様式17による補助金に 係る補助金等支出明細書を作成し、様式18による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書 類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6 月20日までに大臣に報告するものとする。

(雑則)

第 23 条 補助事業者が大臣に提出する様式 1 に定める申請書等の書類は、正本 1 通及び副本 1 通

とする。

附則

本要綱は、平成24年12月7日から適用する。

特定地域再生事業費補助金 様式一覧

	様式1-1	交付申請書(特定地域再生計画策定事業)
	様式1-2	交付申請書(特定地域再生計画推進事業)
様式1	(別紙1)	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
	(別紙2)	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
	(別紙3)	補助事業に関する資金調達計画
様式2		交付決定通知書
様式3		交付申請取下げ書
様式4		計画変更承認申請書
様式5		中止(廃止)承認申請書
様式6		事故報告書
様式7		遂行状況報告書
举士 0	様式8	実績報告書
様式8	(別紙)	決算報告書
様式9		消費税仕入控除税額報告書
様式10		確定通知書
様式11		精算払請求書
様式12		概算払請求書
様式13		取得財産等管理台帳
様式14		財産処分等承認申請書
様式15		財産処分による収入金報告書
様式16		補助金調書
様式17		補助金等支出明細書
様式18		補助金等概要報告書
	•	·

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

地方公共団体の長の氏名

印

特定地域再生事業費補助金交付申請書 (特定地域再生計画策定事業)

平成 年度において、下記のとおり特定地域再生計画策定事業を実施したいので、特定地域再生事業費補助金交付要綱(平成24年12月7日付け府地活第292号)第6条の規定に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の概要



3	補助金交付申請額	
	(1) 補助事業に要する経費	000, 000, 000円
	(2) 補助対象経費	000,000,000円
	(3)補助金交付申請額	000, 000, 000円

- 4 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙1)
- 5 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額(別紙2)
- 6 補助事業に関する資金調達計画(別紙3)
- 7 補助事業の完了予定日

平成●●年●●月●●日

- 8 連絡担当者(所属、氏名、住所、電話番号、e-mail)
- 9 経理担当者(所属、氏名、住所、電話番号、e-mail)
- 10 補助事業の体制等
 - (1) 事業実施場所
 - (2) 事業の実施体制図
- (注1) 補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定 地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。
- (注2) 地域再生評価・調査検討会の選定に係る書類を添付すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

特定地域再生事業費補助金交付申請書 (特定地域再生計画推進事業)

平成 年度において、下記のとおり特定地域再生計画推進事業を実施したいので、特定地域再生事業補助金交付要綱(平成24年12月7日付け府地活第292号)第6条の規定に基づき補助金 円を交付されたく申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の概要

3 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費 ○○○, ○○○, ○○○円

(2) 補助対象経費 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

(3)補助金交付申請額 ○○○, ○○○, ○○○円

4 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙1)

- 5 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額(別紙2)
- 6 補助事業に関する資金調達計画(別紙3)
- 7 補助事業の完了予定日

平成●●年●●月●●日

- 8 連絡担当者(所属、氏名、住所、電話番号、e-mail)
- 9 経理担当者(所属、氏名、住所、電話番号、e-mail)
- 10 補助事業の体制等
 - (1) 事業実施場所
 - (2) 事業の実施体制図
- 11 申請者の概要(地方公共団体以外の場合のみ)
 - (1) 事業者名
 - (2) 代表者の職位・氏名
 - (3) 主要事業内容
 - (4) 設立年月日
- (注1)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定 地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。
 - (注2) 地域再生評価・調査検討会の選定に係る書類を添付すること。

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位:円)

補助対象	補助事業に	補助対象	補助率	補助金の
経費の区分	要する経費	経費		交付申請額
○特定地域再生計画策定事業			定額	
・報償費				
旅費				
・需用費				
・役務費				
・委託料				
・使用料及び賃借料				
・その他の経費				
(具体的に記載すること。)				
※以下の補助対象については上記				
の経費区分に加え、以下を加えた区				
分とする。				
○特定地域再生計画推進事業			1/2	
・工事請負費				
・備品購入費				
合計				
		I	l	

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位:円)

補助対象	補助事業に要する経費									
経費の区分	第 1·四半期	第 2•四半期	第3•四半期	第 4 · 四半期	計					
○特定地域再生計画策定事業										
・報償費										
・旅費										
・需用費										
• 役務費										
・委託料										
使用料及び賃借料										
・その他の経費										
(具体的に記載すること。)										
※以下の補助対象については上										
記の経費区分に加え、以下を加え										
た区分とする。										
○特定地域再生計画推進事業										
・工事請負費										
• 備品購入費										
合計										

(別紙3)

補助事業に関する資金調達計画

(単位:円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
借入金		
合計		

殿

内閣総理大臣

	交付決定通	通知書
(特定地域再生計画策定事業	特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第7条に基づき通知する。

記

1 補助金交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のあった特定地域再生事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

(補助事業の名称:)

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 円 補助金の額 円

3 補助対象経費及びこの経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請者の別紙1に

記載された区分のとおりとする。

- 4 補助事業者は、本決定通知に定めるもののほか補助金に関する法令、特定地域再生 事業費補助金交付要綱(平成24年12月7日付け府地活第292号)に従わなければなら ない。
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

番 号

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名

印

交付申請取下げ書

	,		7				
(:	特定地域再生計画策定事業		/	:	特定地域再生計画推進事業	
							,

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請した交付申請は、下記の理由により取り下げたいので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申し出ます。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請の取下げ理由
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

番号

年 月 日

囙

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名

事業内容変更承認申請書

(特定地域再生計画策定事業 / 特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について 下記のとおり事業内容を変更したいので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第9条の 規定に基づき申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更理由
- 3 変更する事業内容
- 4 事業内容変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 事業内容の変更後の費用の配分
- (注1)変更事項ごとに申請内容の変更前と変更後が対比できるよう作成すること。
- (注2) 補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定 地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

中止 (廃止) 承認申請書

(特定地域再生計画策定事業 / 特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 中止 (廃止) の理由
- 3 中止 (廃止) 後の措置
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

事故報告書

(: 特定地域再生計画策定事業 : / : 特定地域再生計画推進事業 :)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業に事故が 生じたので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり報 告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の進捗状況、完了の予定
- 3 事故の内容及び原因
- 4 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 5 事故に対して採った措置及び採るべき措置
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

遂行状況報告書

(特定地域再生計画策定事業 / 特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の遂行状況の概要
- 2 補助事業費に係る収支の概要
- 3 補助事業の完了予定日

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

実績報告書

(特定地域再生計画策定事業 / 特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定年月日及び交付決定額
 - (1) 交付決定年月日 平成 年 月 日
 - (2) 交付決定額 円
- 3 補助金受領額及び受領年月日(概算払実績がある場合のみ)
 - (1) 受領額 円
 - (2) 内 訳
 - ① 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
 - ② 第 回概算払額 円 平成 年 月 日
- 4 決算報告書(別紙)
 - (注1)様式第13の「取得財産等管理台帳」を添付すること。
 - (注2)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる 特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

決算報告書

(単位:円)

	予算	章額				
経費区分	補助対象	補助金の額	補助事業に補助対象		補助金の額	備考
	費用	補助並の領	要した費用	費用	補助並の領	
_						
支						
出						
合 計						

	項目	予算額	実 績 額	備考
収入	補助金 自己資金 借入金			
	合 計			

(注) この決算書中、支出の予算額とは交付決定額をいい、補助事業の事業内容を変更した場合には、その承認を 受けた計画に基づくものをいう。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

消費税仕入控除税額報告書

	,	,,
(特定地域再生計画策定事業	特定地域再生計画推進事業

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第 15 条の補助金の額の確定額
 金
 円

 (平成 年 月 日付 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金

4 補助金返還相当額(3の金額から2の金額を減じて得た額)

金

(注) 市町村別、補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

殿

内閣総理大臣

確定通知書

	,			,	,	
(:	特定地域再生計画策定事業		:	特定地域再生計画推進事業)

平成 年 月 日付け 第 号で報告のあった事業について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第 14 条第1項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 検査日 平成 年 月 日
- 4 確定額 金 円

		実績物	質(円)	岩 叫 A	
経費区分	補助金交付 決定額 (円)	補助対象費用	補助金額	補助金 確定額(円)	備考
合 計					
備考	(確定減)				

(注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

精算払請求書

(: 特定地域再生計画策定事業 : / : 特定地域再生計画推進事業 :)

上記の件について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 精算払請求金額

(内訳)

補助金の確定額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

3 振込先

銀行名	
支 店 名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

(注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定 地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた事業について、特定地域再生事業費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 概算払請求金額
- 3 請求金額の内訳

交付通知額 金 円也

既概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

差引残額 金 円也

4 振込先

銀行名	
支 店 名	
預金種別	
口座番号	
口座名義(フリガナ)	

(注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

取得財産等管理台帳

(活出事業の夕新		`
(補助事業の名称	•	

区分財産	名	財産名	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制限 期間	保管場所	備考
							7,711.4		

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円(税抜)以上の財産とする。
- 2 財産の区分は、(イ)機械装置、測定装置、工具器具備品等、(ロ)無形資産 (ソフトウェア等)、(ハ)書籍、 資料、(ニ)無体財産権 (産業財産権等)、(ホ)その他とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して差し支えない。単価が異なる場合は分別して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者 住所

名称

代表者等名 印

財産処分等承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、特定地域再生事業費補助金交付要綱(平成24年12月7日付け府地活第292号)第18条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

内閣総理大臣 殿

申請者住所名称代表者等名印

財産処分による収入金報告書

平成 年 月 日付け 第 号承認書に係る財産処分により収入金がありましたので、特定地域再生事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の確定通知額及び年月日
- 3 補助対象費用の合計額
- 4 既に収入金又は収益金として返還した金額及び年月日
- 5 収入金の合計額
- 6 処分した財産及び収入金の内訳

財産等名		数量	取得単価	取得価格	取得 年月日	処分 年月日	残存簿価	処分による収入金	処 分 の 方式
合	計								

- 7 納付すべき金額及び年月日
- 8 納付すべき金額の算出基礎
- (注)補助事業の名称は地域再生計画の認定申請時に特定地域再生事業費補助金の対象となる特定地域再生事業として、申請者において設定された事業名称と同じものを記載すること。

補助金調書

(地方公共団体名)

玉			地 方 公 共 団 体																
华山之符		油			歳		入 歳 出			出			備	考					
科	歳出予算 目	交付決定 の 額		補助3	補助率	科	目	予算現額	収入済額	科目	1 -	予算現額	うち 国庫補助 金相当額	支出済額	うち 国庫補助 金相当額	翌年度 繰越額	うち 国庫補助 金相当額	7VĦ	,
(項)																			
地域	活 性																		
化政策	費																		
(目)																			
特定	地 域																		
再生	事 業																		
費補助	力金																		

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費、支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等にかかる補助金等についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書き()をもって附記すること。

補助金等支出明細書

		助金等の名称						
2.	事	業の目的及び内容						
	(1)	目的						
	(2)	具体的な内容						
		title State to de						
		付先の法人の名称						,
		付実績額					千円(A)
5.		助金等における管理費						
	(1)	人件費					千円	
	(2)	一般管理費					千円	
	(3)	その他の管理費				 ^	مييار	
			内	容		金	額	
						 	千円	
			^	≟ 1.			千円	
			<u>合</u> 合	<u>計</u> 計			<u>千円</u> 千円	
6	<i>L</i> N ₃		ÏП	ĒΙ			1 17	
0.	(1)	外部に再補助等され	1 ているま	、のに関	する古里			
	(1)	支出内容		3 V/ (C X)	支出先	金	額	
		人田口	4.		入田儿	312.	<u></u> 千円	
						 	<u></u> 千円	
						 	 千円	
						 	千円	
			+					(B)
	(2)	(1)以外の支出						` '
		支出内容	\$		支出先	金	額	
							千円	
						 	千円	
						 	千円	
		合 言	+				千円	
7.	そ(の他						
		Þ	7	容			金	額
						 	千円	
						 	千円	
							千円	
		<u> </u>	j	計			千円	
8.	再	補助等の割合					% (E	3/A)

(記入上の留意事項)

- 1 「5.補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる 当該一般社団法人等の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について 見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。 なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」 に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 2 「6.外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。 「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、
 - ① 当該一般社団法人等から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)
 - ② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

<「(2) (1)以外の支出」の具体例>

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、 食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。
- 4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等 されているものに関する支出」の割合により計算する。

補助金等概要報告書

法人名

(]	1) 年間収力		千円(月	A)			
(2	2) 補助金等						
	名	称	補助金・委託費の別	交付官庁	金	額	
						=	千円
						=	千円
						=	千円
						=	千円
						=	千円
			千円((B)			
(;	3) 補助金領		% (B/	'A)			